

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社フォーティーン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松田 多恵子
- (3) 所在地：山形県鶴岡市西荒屋字川原田 7 1 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (11 件)

平成 30 年 3 月 5 日認定 「認 1702001077」 「認 1702001078」 「認 1702001079」
「認 1702001215」 「認 1702001216」 「認 1702001217」
「認 1702001218」 「認 1702001219」 「認 1702001220」
「認 1702001221」 「認 1702001222」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 2 年 9 月 11 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示、及び、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。